別表十一の記載要領第一号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号。以下この号及び第３号において「平成26年改正法」という。）附則第86条第５項（沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成26年改正法第10条の規定による改正前の租税特別措置法第60条（第１項の表の第３号に係る部分に限る。）（沖縄の認定法人の所得の特別控除）」を削り、同第二号中「又は租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第145号）附則第21条第１項（沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第36条第３項及び第４項（沖縄の認定法人の所得の特別控除）」を削り、同第三号中「平成26年改正法附則第86条第４項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）附則第86条第４項（沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する経過措置）」に改める。

別表十二の記載要領第一号中「第60条の２」を「第61条」に改め、同第二号中「第36条の２第３項」を「第37条第３項」に改める。

別表十三を削る。

別表十四の表中

３年を経過した場合の益金算入額（㉕の計）	３年を経過した場合の益金算入額（25の計）
同上以外の場合による益金算入額（㉖の計＋㉗の計）	同上以外の場合による益金算入額（26の計）＋（27の計）

を

３年を経過した場合の益金算入額（㉕の計）	３年を経過した場（25の
任意取崩し等の場合の益金算入額（㉖の計）	任意取崩し等の場（26の
益金算入基準額 ㉞＋㉟	益金算入 ㉞＋
所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「40の①」又は別表四の二付表「48の①」）	所得金額総計又は（別表四「39の①」又は別

に、

合の益金算入額計）	
合の益金算入額計）	
基準額 ㉟	
個別所得金額仮計表四の二付表「47の①	

を

３年を経過した場合の益金算入額（㉕の計）	３年を経過した場合の益金算入額（25の計）
任意取崩し等の場合の益金算入額（㉖の計）	任意取崩し等の場合の益金算入額（26の計）
益金算入基準額 ㉞＋㉟	益金算入基準額 ㉞＋㉟
所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「40の①」又は別表四の二付表「48の①」）	所得金額総計又は個別所得金額仮計（別表四「39の①」又は別表四の二付表「47の①」）

に改め、同表を別表十㉑とする。

別表十五の表中

日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額（別表十(五)付表一「25」）	日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額（別表十(四)付表一「25」）

に改め、同表を別表十㉒とする。

別表十五付表一の表中

日本船舶外航事業に係る当期利益の額又は当期欠損の額（別表十(五)付表二「59の②」）	日本船舶外航事業に係る当期利益の額又は当期欠損の額（別表十(四)付表二「59の②」）

に改め、同表を別表十㉒付表一とする。

別表十五付表二を別表十㉒付表二とし、別表十六を別表十五とする。

別表十七の記載要領第三号中「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成26年旧措置法」という。）第66条の11（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）」を削り、「租税特別措置法第68条の95」を「同法第68条の95」に改め、「若しくは平成26年旧措置法第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）」を削り、同表を別表十六とする。

別表十八の表中

所得金額合計（別表四「34の①」）	所得金額合計（別表四「33の①」）

に改め、同表の記載要領第一号中「資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第２条第３項（定義）に規定する」を削り、同表を別表十七とし、同表の次に次の一表を加える。